

第 1 回近世部会の概要

1 近世編の構成案・刊行計画について

(1) 近世部会が担当する時代区分・巻数について

・近世は史料編が 4 巻、本編が 2 巻の合計 6 巻刊行予定

→ 本編及び史料編は高知県の特徴がわかるものに仕上げていく

本編・史料編の構成については下記の通り

	巻名	内容(仮)	刊行予定年度
本編	近世 1	近世前期・中期	令和 21 年度
	近世 2	近世後期・幕末維新	令和 22 年度
史料編	近世史料 1	政治関係	令和 8 年度
	近世史料 2	社会・経済・文化など	令和 11 年度
	近世史料 3	社会・経済・文化など	令和 14 年度
	近世史料 4	幕末維新时期	令和 17 年度

(2) 本編の時代区分について

→ 日本史の通史の区分で近世・近代を分けて考えるのか、高知県の時代区分で分けるべきか

例：ペリー来航から幕末維新として捉えるのか、もっと早い段階で捉えるのか

⇒ 本編の時代区分について（特に幕末維新）は近代部会と一緒に検討したい。

(3) 令和 8 年度刊行予定の史料編について

県内の自治体・博物館などの史料整理がされておらず、山内家史料などの武家関係の史料は概ね整理がされているため、史料編の 1 巻目に適している

→ 幕末維新は史料が膨大であることや近代部会と意見を交換しながら進めていきたいため、1 巻目に適していない

2 史料調査について

- ・史料調査は原則写真撮影を行い、令和6年度までに史料編（全4巻）の内容を決定する
- ・ミュージアムネットや県内の市町村ヒアリング等で情報収集を行い調査を進める
- ・史料調査については近代部会と合同調査や情報の共有を行う
- ・今年度は芸西村が所有している「山中家文書」と3月ごろに史料調査を行う予定である

3 専門部会委員の選任について

- ・当初は林業・林政史を専門とする委員を迎える予定であったが、学問や思想史等を専門とする委員を現在検討中

第 1 回近代部会の概要

1 近代編の構成案・刊行計画について

- ・近代の時期区分は廃藩置県（1871・明治 4 年）から敗戦（1945・昭和 20 年）まで。
- ・当初の予定通り資料編 3 巻、本編 2 巻の構成予定。
- ・資料編のうち 1 冊は「自由民権編」とすることを承認。
- ・「自由民権編」を何巻目にするかは未定。
- ・本編 2 巻の区分については、日露戦争（1904～1905）とするのも一案だが、今後の検討課題とする。
- ・近世部会は資料編第 4 巻を「幕末・維新編」としており、ここでは近代部会との共同作業が想定される。

* 「幕末維新編」を作るなら、「民権編」は「政治史（編）」ということということにした方がよいのではないかと（飯塚委員意見）。

* 高知の自治体史等は共通して明治が厚く大正、昭和が薄い。これを是正するのが今回の県史編さん事業の課題である（小幡副部会長意見）。

* 途中で頓挫してしまった『高知市史』編さん事業の成果を踏襲すべきである。市史編さん委が手に入る限りの『高知新聞』『土陽新聞』のデータを PDF 化している。それを委員に配りたい。編さん室は早く手を打ってほしい（小幡副部会長意見）。

2 資料調査について

(1) 地域資料について

- ・部会長より、県内を安芸、香美・長岡・土佐、高知市、吾川・高岡、幡多の 5 地域に分けそれぞれの地域の拠点館の協力をいただき調査をおこないたい。取りあえず今年度は中岡慎太郎館からの地域資料情報がある安芸地域と既に小幡副部会長が調査に取り組んでいる吾川・高岡の仁淀川筋をフィールドにしたいという提案があり承認される。
- ・また、8～9 月の夏休み中に委員合同調査を実施する旨が承認され、事務局で対象地域を選定し、提案することとなった。但し、他部会のように学生バイトは動員しない。

(2) 県外文献調査について

- ・部会長及び飯塚委員より県外（主に東京方面）資料調査の必要性が提起される。
- ・事務局坂本専門員が県外調査の基礎となる文献目録として、前回の県史の際に調査、マ

マイクロ撮影、紙焼き（極小）した資料を掲載した『高知県史史料目録』を紹介し、同日録のコピーを委員全員にお回しする約束をした。但し著作権処理の問題があり、すぐにはお渡しできない旨も了解される。

- ・また、飯塚委員から撮影、翻刻について具体的な方向性を決める必要がある旨提案があったが、検討課題ということになった。

（3）近世部会との合同調査について

- ・守備範囲が重なる近世部会との合同調査については、その必要性は確認されたが、具体的な方向性は固まらなかった。

3 専門部会委員の選任について

- ・まず事務局から、よい方がいれば今年度内に選任することが望ましい旨を報告。続いて各委員から選任について下記のような意見が出された。

- 明治の経済史に詳しい人（小堀委員）
- 家資料を扱える人（小堀委員）
- 農林水産業に明るい人（飯塚委員）

- ・最終的に具体的な名前は挙がらなかったが、羽賀部会長から飯塚委員、小堀委員に選任が委ねられた。

4 今後の部会の運営について

- ・編集委員会後に開催する第2回近代部会については、委員の都合が合わないだろうということで、夏休み実施の地域調査の際におこなうこととした。

第1回民俗部会の概要

1 民俗編の構成案・刊行計画について

(1) 本編の構成について

ア 構成案

- (ア) 衣・食・住、信仰、生業など、オーソドックスな民俗分類に従った構成案
→従来の自治体史の民俗編とも共通点の多い構成
- (イ) 高知県の地理的要素をもとにした構成案
→海・川・山といった地形ごとの分類や、東・西といった地域ごとの分類が考えられる。より高知県の特色に注目した構成

イ 記述方法案

- (ア) 高知の民俗を網羅できる総論的な案
→前県史では民俗編が不完全に終わっており、民話や稲作などについての記述を欠いているため、今回改めて高知県の民俗を網羅するものを作ることには意義がある
- (イ) テーマごとに民俗を掘り下げる論文集的な案
→高知県各地の地域性や特徴をより重視する案

(2) 資料編全3巻の構成

ア ことばと伝承編（仮称）

- 伝説、昔話、笑話、民俗語彙、地名、ことわざ、民謡など、主に口伝えによる伝承
- 民俗編の中で最も早く、令和7年度から編集が始まるため、優先的に具体的な協議や関連する調査を進めていく

イ 民具編（仮称）

- 高知県各地の生活で用いられてきた道具などについて

ウ 民俗の歴史編（仮称）

- 『南路志』、『皆山集』などの歴史的な文献資料も用い、民俗の歴史を扱う

2 民俗調査について

(1) 秋の中土佐町合同調査

- ア 委員や編さん室スタッフ各自での調査の他、合同調査を行う。中土佐町調査は新県史編さん初の合同民俗調査として、今後の民俗調査のモデルケースとする。また、委員同士の知見や意見を現地で調査を行う中で共有する場ともしたい。
- イ 調査報告書は5年に一度の『新たな高知県史へのいざない』（仮称）に掲載する

- か、独自のブックレットとするか
 - ウ 調査日程は10月下旬、3泊4日で調整を行う
 - エ 調査内容については今後の民俗部会にて詳細な打ち合わせを行う
- (2) 文献調査
- ア 県史編さんに向けての調査や執筆のため、高知県の民俗に関して書かれた報告書や論文、単行本を分類し、リスト化する
 - イ 作業量が膨大なものとなるため、県史編さん室スタッフの民俗担当のほか、アルバイトなど、作業者を増やしていく。ただし、リスト化にあたっては文献の民俗学的分類や、主要なキーワードの抜き出しを行わなくてはならないため、ある程度民俗学について素養のある者が望ましい
 - ウ 将来的には他専門部会が作成した文献リストとの互換性を持たせることや、一般市民への公開も検討したい
- 3 中土佐町と歴史民俗資料館における講演会について
- 県民向けに講演会を行うことにより、高知県史の広報とし、特に「民俗」というテーマへの理解と関心を高めてもらう
- ・ 講演名「高知県史編さん 民俗講演会」
 - ・ 会場
 - ア 7月23日(土) 中土佐町人権啓発センター
 - イ 7月24日(日) 高知県立歴史民俗資料館
 - ・ 演題
 - ア 7月23日(土)
常光徹「地震の予兆とまじない」 川島秀一「東と西のカツオ漁」
 - イ 7月24日(日)
常光徹「もし妖怪に出合ったら」 川島秀一「土佐の漁労と民俗」
 - ・ 講演プログラム

両日程とも13時30分から16時30分まで

 - ア 参加者に向けて、県史編さんについての概要説明
 - イ 講師(常光部会長・川島委員)による講演
 - ウ 意見交換会

→講演内容についての質疑応答にとどまらず、県史編さんや民俗全般についても双方方向に意見を交換する。中土佐町では地域の住民から地元の民俗について情報をいただけるかもしれない
 - ・ その他

前日となる7月22日(金)に中土佐町が保管している民具資料の視察を行う

高知県史編さん基本方針

- 第4 構成：「古代・中世」「近世」「近代」「現代」「考古」「民俗」「文化財」「自然」（各専門部会を構成）
- 第5 期間：20年間（令和3～22年度）
- 第6 計画：概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理

長期事業のため、各期ごとにしっかりと進捗管理を実施

『高知県史』第1期計画（計画期間：R4～7）

- 計画の構成
 - 各専門部会及び事務局ごとに作成（各専門部会計画及び事務局計画の集合体）
- 計画の内容
 - ・資料調査の概要
 - （情報収集(包括的な把握)、調査対象資料の選定、調査方法、整理方法など）
 - ・編集の概要
 - （各巻の項目、掲載資料の選定方法(分担・翻刻)、出版方法など）
 - ・編さんの成果の提示
 - （活動内容や歴史資料を紹介した刊行物、講座・成果報告会など）

「近世部会」第1期計画

- (1) 部会の運営
- (2) 史料調査（情報収集、調査、整理等）
- (3) 編集（項目、資料選定・掲載方法等）
- (4) 第1期の成果の提示
- ※その他必要事項

「近代部会」第1期計画

- (1) 部会の運営
- (2) 史料調査（情報収集、調査、整理等）
- (3) 編集（項目、資料選定・掲載方法等）
- (4) 第1期の成果の提示
- ※その他必要事項

「民俗部会」第1期計画

- (1) 部会の運営
- (2) 史料調査（情報収集、調査、整理等）
- (3) 編集（項目、資料選定・掲載方法等）
- (4) 第1期の成果の提示
- ※その他必要事項

事務局第1期計画

- 各専門部会の協力を得ながら、事務局が主体となって実施する事務事業
- (1) 広報啓発
 - 文化広報誌「とさぶし」への掲載
 - 成果報告会、施設との連携展示……
 - (2) 人材育成
 - 史料調査能力養成講座(仮称)
 - 県史の史料調査に対応できる、入門的な人材養成
 - (3) 編さん体制の充実

R4.4 各専門部会設置
↓
専門部会で検討
編集委員会で検討
↓
R4.6 第1期計画決定

他部会の計画は
R5以降の部会設置時に
検討・作成

『高知県史』近世部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史の刊行が実施されており、前回は昭和38年から52年までの15年間にわたり県史の編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、また計画に関しては、

「第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」

と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごとに、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、近世部会に関する計画を定めるものです。

3 計画の期間

近世部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています
このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画期間最終年度の令和7年度までに、次の項目の達成を目指します。

○ 史料調査

令和6年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要となる基礎資料の整理、所在調査及び史料調査（事前調査、合同調査、個別調査など）を実施します。

これにより、編集に必要となる史料の悉皆的な把握と整理がなされ、第2期以降の円滑な編さんにつながります。

○ 編集

令和4年度から実施する資料調査の成果等を踏まえ、令和6年度から資料編のうち『近世史料1』の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発行します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

近世部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の管理

本計画は、「Ⅱ 近世部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会（委員長：高知県知事）及び高知県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 近世部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や近世部会などでの協議を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

II 近世部会に関する事項

1 対象とする時代

原則として、慶長5(1600)年の山内氏土佐入国から、明治4(1871)年の高知藩廃藩までを対象とします。

但し、幕末維新时期は、近代部会との連携を図り、必要に応じて合同調査の実施や、内容の検討を行うためのワーキンググループ等を設けるものとします。

2 刊行

近世部会が担当する刊行物及びスケジュールは、次のとおりとします。

	巻名	内容(仮)	刊行予定年度
本編	近世1	近世前期・中期	令和21年度
	近世2	近世後期・幕末維新	令和22年度
資料編	近世史料1	政治関係	令和8年度
	近世史料2	社会・経済・文化など	令和11年度
	近世史料3	社会・経済・文化など	令和14年度
	近世史料4	幕末維新时期	令和17年度

<概要スケジュール>

第1期					第2期					第3期					第4期				
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
			資料編①(近世史料1)																
						資料編②(近世史料2)													
									資料編③(近世史料3)										
													資料編④(近世史料4)						
																		本編①(近世1)	
																			本編②(近世2)
						資料編①			資料編②			資料編③			資料編④				本編① 本編②

3 部会の運営

- (1) 開催回数
年4～6回程度を開催します
- (2) 開催方法
対面形式(原則として高知県内)、もしくはリモート形式により開催します。
- (3) 内容
史料調査の対象や方法、刊行物の構成及び項目、編集・執筆の方針、他の専門部会との調整など、近世部会が担当する編さん事業の内容・対象・方針について協議し、進捗状況を確認します。

4 史料調査

「2 刊行」に掲げる本編及び資料編の編集に向け、そして本県の歴史資料を悉皆的に把握し伝え残していくため、次のとおり史料調査を実施します。

- (1) 基礎資料の整理及び所在調査
 - ア 基礎資料のリストアップ
今後の編さん作業の参考資料とするため、次により基礎資料のリストアップを行います。
 - イ 所在調査
上記アの基礎資料などの情報をもとに、県内外の文化施設や個人が所有する古文書の悉皆的な所在確認を、継続して実施します。

<令和4年度>

- (ア) 県内の地方自治体等が発刊した史料集及び目録や報告書
- (イ) 前回の『高知県史』及び県内の自治体史で使用された史料
- (ウ) 本県の近世史に関する基礎史料(『皆山集』『南路志』など)
- (エ) 各市町村のヒアリングによる情報収集及び所在調査

<令和4年度以降(継続)>

- (オ) 「資料調査隊」の人材育成

(2) 史料調査

ア 事前調査

他の専門部会や事務局と連携し、県内の各市町村、また資料館や図書館などの文化施設へヒアリングを行い、史料の所在確認や新たな史料情報の収集を行います。

イ 合同調査

上記「ア 事前調査」で得られた情報、部会委員等による個別調査等で把握した史料群の情報、ならびに県内の資料館や図書館などの文化施設が所有している未整理の史料群などの情報をもとに、部会において各史料群の数量、分野、期限などを勘案しながら検討・選定を行い、合同調査を実施します。

合同調査では、地元の関係者のご協力を得ながら、部会委員、調査協力員、日本史学等を専攻する大学院生及び事務局職員などで行います。

ウ 部会委員等による個別調査

上記アの所在調査や史料情報などにより、個別調査を実施します。

調査は、「本編」及び「資料編」で扱う可能性がある分野を対象に、随時実施します。

<令和4年度>

- ・ 合同調査は、部会において初回の調査対象となる史料群を選定し、事前調査を経て第2四半期を目処に実施する
合同調査の後は、継続して史料の撮影および整理（目録作成）に従事する
（史料点数が多数の場合は、翌年度以降に継続調査・整理を実施）
- ・ 特に、『近世史料1』で取り上げる予定の政治関係資料については、令和5年度までにかけて個別的かつ集中的に調査・資料整理を実施する

<令和5年度以降>

- ・ 新たに調査を要する地域または史料群については、部会において検討・選定を行い、事前調査及び撮影・史料整理を実施する
- ・ 合同調査は、部会において検討・選定を行い、各年度で新たに1地域または1史料群以上を対象に実施する
（前年度から継続する場合の合同調査も、併せて実施）
- ・ 幕末維新に関することについては、近代部会と合同調査・執筆・編集を行う

(3) 調査方法

- ・ 上記アの所在調査などを通じて把握した県内外の近世史に関する史料は、可能な限り実地等による確認・調査を実施します。
- ・ 調査を行う史料は、原則として全点、写真撮影によるデジタルデータ化を図ります。
- ・ 「本編」及び「資料編」で扱われる可能性がある史料など、編さん上で必要な史料は、資料カードや史料目録の作成、翻刻を行います。
- ・ 各専門部会が担当する時代区分をまたがる史料群などに対しては、必要に応じて、他の専門部会と連携した合同調査や個別調査などを実施します。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる「資料編」及び「本編」の各巻について、扱う項目及び内容は、今後の専門部会で検討を行います。

但し、各巻の構成・内容は、史料調査の成果等を踏まえ、必要があれば変更について検討します。

<令和4年度>

『近世史料1』（政治関係資料(仮称)、令和8年度刊行予定)の構成について検討案を作成し、調査を優先的に進める

<令和5年度以降>

『近世史料1』以外の各巻の構成や項目について、史料調査の内容等を踏まえて具体的に決定する

(2) 編集作業

令和4～5年度における史料調査等の成果を踏まえ、令和6年度から『近世史料1』の編集に着手し、令和8年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和6年度>

掲載史料の選定、翻刻、原稿執筆など

<令和7年度>

翻刻、原稿執筆、校訂作業など

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する史料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

(2) 成果の提示

ア 『新たな高知県史へのいざない』（仮称）の発刊

県民の皆様にできるだけ早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、史料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、近世部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載する項目、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行(令和7年度)

イ 専門委員等による歴史講座の実施

史料調査などから見えてきた新たな発見や、本県の歴史が有する特色などについて、他の専門部会と連携して歴史講座（もしくは事例報告会）を開催し、県民の皆様へお示しします。

<令和5年度以降>

近世部会が担当する歴史講座（もしくは事例報告会）を、年1回以上開催する

<作成及び改訂履歴>

令和4年6月 日 作成（初版）

『高知県史』近代部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史的な刊行が実施されており、前回は昭和38年から52年までの15年間にわたり編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、また計画に関しては、

「第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」

と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごと、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、近代部会に関する計画を定めるものです。

3 計画の期間

近代部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています

このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画の期末である令和7年度までに、次の項目について達成を目指します。

○ 資料調査

令和6年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要な資料調査を実施します。

資料編の第1巻で取り扱う内容を令和4年度に確定した上で、この分野に関する資料調査に重点的に取り組みます

○ 編集

令和4年度から実施する資料調査や研究の成果を踏まえ、令和7年度から資料編の第1巻の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発刊します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

近代部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の管理

「Ⅱ 近代部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会（委員長：高知県知事）及び高知県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 近代部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や近代部会などの協議を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

II 近代部会に関する事項

1 対象とする時代

原則として、明治4(1871)年の高知県設置から、昭和20(1945)年の終戦までを対象とします。

但し、幕末維新期を編集する近世部会に協力するために、必要に応じて合同調査を実施し、内容の検討を行うためにワーキンググループ等を設けるものとします。

2 刊行

近代部会が担当する刊行物及びスケジュールは、次のとおりとします。

	巻名	内容(予定)	刊行予定年度
本編	近代1	未定	令和19年度
	近代2	未定	令和22年度
資料編	近代史料1	資料編の各冊が取り扱う対象については令和4年度中に確定する予定	令和9年度
	近代史料2		令和12年度
	近代史料3		令和15年度

<概要スケジュール>

第1期					第2期						第3期					第4期						
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22			
資料調査					資料編①			資料編②			資料編③					本編①(近代1)						
					本編②(近代2)																	
					資料編①		資料編②			資料編③					本編①						本編②	

3 部会の運営

(1) 開催回数

原則として、編集委員会の開催後に開催するほか、必要に応じて開催（年4～6回程度）します。

(2) 開催方法

対面形式（高知県内または資料調査地）、もしくはリモート形式により開催します。

部会では、収集した資料及び資料情報の共有を図り、事務局の担当者と密接に連携して運営します。

4 資料調査（情報収集、調査、整理等）

(1) 県内における資料調査

高知城歴史博物館や自由民権記念館など、県内の博物館、資料館、並びに県及び市町村の関係部署、図書館などを対象とし、資料の所在情報を収集します。

調査の実施にあたっては、県内を次の地域に分けて、地域ごとに集中的な調査を実施します。

- (ア) 安芸地域
- (イ) 香美・長岡・土佐地域
- (ウ) 高知市内地域
- (エ) 吾川・高岡地域
- (オ) 幡多地域

調査方法として、当初は次により実施します。

<令和4年度>

- ・県内で発行された新聞資料や既刊の自治体史等について、情報整理と部会での共有化を図る
- ・吾川・高岡地域及び安芸地域に所在する近代資料（旧町村役場文書や公民館文書など）の調査、目録作成、撮影などの作業を専門部会委員や編さん室職員、その他資料調査協力者と実施する

<令和4年度以降>

- ・『高知県公報』、『高知市報』など公文書の撮影、及びデータ化を行う
- ・県内で既刊の自治体史について、引用史料等の情報を整理する
- ・上記5地域の資料保存機関や公的施設が所蔵する近代資料の情報収集及び資料調査を行う
- ・本県の近代史に係る文献調査を実施する（高知城歴史博物館との連携）
- ・対象地域を選定のうえ、複数の委員による合同調査を実施する

(2) 県外における資料調査

国立公文書館や国立国会図書館など、県外の資料保存機関が所蔵する資料を収集（デジタルデータの確認、ダウンロードなどを含む）します。

(3) 調査方法等

- ・ 必要に応じて近世部会や現代部会など、他の部会との共同調査を実施します。
- ・ こうちミュージアムネットワークなど県内の関係団体の協力を得て、資料や文献に関する情報を収集します。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる「資料編」及び「本編」の各巻について、取り扱う内容や重点的な項目などについて、今後の専門部会で適切に検討を継続します。

但し、各巻の構成・内容は、資料調査の成果等を踏まえ、必要があれば変更について検討します。

<令和4年度>

「資料編」のうち第1巻が取り扱う内容と構成について検討を行い、検討案を作成し、調査を優先的に進める。

<令和5年度以降>

「資料編」の第2巻、第3巻については、その取り扱う内容や構成について、資料調査の現状を踏まえながら順次構想をたてていく。

(2) 編集作業

令和4～6年度における資料調査等の成果を踏まえ、令和7年度から「資料編」のうち第1巻の編集に着手し、令和9年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和7年度>

- ・ 第1巻の編集方針を立て、具体的な章節の構成を考える
- ・ 掲載史料の選定を進め、必要史料の翻刻作業、原稿執筆などをおこなう

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する資料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

(2) 成果の提示

『新たな高知県史へのいざない』（仮称）

県民の皆様にできるだけ早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、資料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、近代部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載する項目、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行(令和7年度)

<作成及び改訂履歴>

令和4年6月 日 作成（初版）

『高知県史』民俗部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史的な刊行が実施されており、今回は昭和38年から52年までの15年間にわたり編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、計画に関しては、「県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」（「第6 計画」）と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごとに、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、民俗部会に関する計画を定めたものです。

3 計画の期間

民俗部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています
このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画期間最終年度である令和7年度までに、次の項目について達成を目指します。

○ 民俗資料調査

令和7年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要な調査を実施します。

民俗の広い分野を対象とする総合的な調査(合同調査)を行い、令和4年度以降に2地域以上を対象に実施します。

併せて、個別の分野を対象とする調査を実施し、特に資料編の『民俗資料1』で取り上げる予定の「ことばと伝承」(仮称)については、重点的に取り組みます。

○ 編集

令和4年度から実施する民俗資料調査の成果等を踏まえ、令和7年度に資料編のうち『民俗資料1』の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発刊します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

民俗部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の管理

本計画は、「Ⅱ 民俗部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会(委員長:高知県知事)及び高知県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 民俗部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や民俗部会などの協議を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

Ⅱ 民俗部会に関する事項

1 対象とする分野

原則として、高知県下における衣・食・住、生業、祭礼、信仰、民俗語彙、民話、民具などの民俗文化を対象とします。

対象によっては他部会と隣接する場合がありますが、部会間の連携を図りつつ編さん作業を進めていきます。

2 刊行

民俗部会が担当する刊行物及びスケジュールは、次のとおりとします。

	巻名	内容	刊行予定年度
本編	民俗1	未定	令和16年度
	民俗2	未定	令和20年度
資料編	民俗資料1	ことばと伝承(仮称)	令和9年度
	民俗資料2	民具(仮称)	令和12年度
	民俗資料3	民俗の歴史(仮称)	令和22年度

<概要スケジュール>

第1期					第2期					第3期					第4期						
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22		
				資料編①(民俗資料1)																	
							資料編②(民俗資料2)														
										本編①(民俗1)											
															本編②(民俗2)						
															資料編③(民俗資料3)						
							資料編①			資料編②			本編①			本編②			資料編③		

(刊行順と年度については、今後の検討によって一部変更する場合があります)

3 部会の運営

(1) 開催回数

原則として、編集委員会(年2～3回を予定)の開催前後に開くほか、必要に応じて開催します。

(2) 開催方法

- ア 対面形式(高知県内または資料調査地)またはリモート形式とします。
- イ 事務局の担当者と密接に連携して運営します。

4 民俗資料調査

(1) 県内の現地調査

ア 合同調査

県内市町村において、委員と県史関係者による合同調査を実施します。調査内容の概要は次のとおりです。

- (ア) 関係者への聞き取り調査
- (イ) 生活道具、石造物、建築物、絵画資料などの調査
- (ウ) 祭り、行事、芸能などの調査
- (エ) 民俗関連の文献、また必要に応じて古文書の調査

<令和4年度>

10月頃に3泊4日で、山間である大野見や、いわゆる「町、浦、郷」を擁する久礼など、多様な性格の地域を含む中土佐町にて総合的な民俗の合同調査を実施

<令和5年度>

中土佐町での合同調査を継続するか、または、新たに地域を選定して実施するかについては、調査の実情に応じて判断する

<令和6～7年度>

県史をまとめる上で重要と思われる地域を選び実施する

イ 個別調査

県内の民俗について、県史として採録する可能性のある分野を中心に、各専門委員や特別調査委員、事務局による個別調査を随時実施します。

(2) 文献調査

高知県の民俗に関して県内外で発表された論文、資料報告、著書等について、文献リストを作成し、関係者で共有するとともに、県史執筆の便宜を図る。

＜令和4年度＞

- ア 土佐民俗学会が発行した学術誌（『土佐民俗』100冊）
- イ 県内の市町村史（本編）に収載の民俗資料

＜令和5年度以降＞

- ウ 土佐史談会発行『土佐史談』に収載の民俗関連資料
- エ 市町村史関連（本編以外）の出版物で民俗に関係するもの
- オ 各地域の歴史を調査研究する団体が発刊する雑誌
『須崎史談』『南国史談』『檮原史談』『大豊史談』など
- カ 県内の研究者、寺石正路、桂井和雄、吉村淑甫、高木啓夫、坂本正夫の著書。単行本としてまとめたもの。
- キ 県内で出版された雑誌等で民俗に関する記事（『月刊土佐』など）
- ク 県内で出版された民俗関係書籍（カ以外）。民俗誌、論集等
- ケ 県外で発行された民俗雑誌『民間伝承』『日本民俗学』に収載の高知県関係の民俗記事。
- コ 県外で出版された、高知の民俗に関する書籍。調査報告書、論集、民俗誌など
- サ 県外で発行された民俗雑誌のうち、『郷土研究』及び『旅と伝説』に掲載された、本県の民俗関連記事

（リスト作成の対象は順次広げていく）

(3) 調査方法等

- ア 大学生をはじめ、民俗学について関心があり一定の知識がある人に、文献リストの作成や民俗調査についての協力を依頼していきます。
- イ 民俗に関心のある地元の関係者との情報交換を積極的に行い、県内各地での民俗調査や研究の活発化を図ります。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる資料編及び本編の各巻について、全体の構成や項目及び内容は今後の専門部会で検討を行います。

但し、各巻の構成・内容は、民俗資料調査等の成果を踏まえ、必要に応じて柔軟に対応します。

<令和4年度>

「資料編1」（「ことばと伝承」〈仮称〉、令和9年度刊行予定）の構成について検討案を作成し、調査の重点化を図る。

<令和5年度以降>

「資料編1」以外の各巻の構成や項目について、民俗資料調査の内容等を踏まえて決定する

(2) 編集作業

令和4～6年度における資料調査等の成果を踏まえ、令和7年度から「資料編①」の編集に着手し、令和9年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和7年度>

掲載資料の選定、翻刻(文献資料の場合)、原稿執筆など

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する史料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

<令和4年度>

民俗に関する講演会の実施（2ヵ所）

- ・専門部会委員による講演、県史編さん事業の紹介

(2) 成果の提示

『新たな高知県史へのいざない』（仮称）の発刊

県民の皆様にごできるだけ早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、史料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、民俗部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載するテーマ（項目）、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行（令和7年度）

<作成及び改訂履歴>

令和4年6月 日 作成（初版）

令和 5 年度の専門部会の設置について

県史の編さんに必要な人材と財源が不足する本県においては、全 8 部会を一斉に設置することが難しく、令和 8 年度までかけて順次設置する予定。

令和 4 年度に設置した「近世・近代・民俗」の 3 部会に加え、令和 5 年度は、古代中世部会及び現代部会の 2 部会を設置する。

令和 4 年度のスケジュール（古代中世部会及び現代部会の設置に向けた準備）

7 月～9 月 正副部会長による部会委員の検討

10 月頃 正副委員長に委員候補者を報告

11 月～12 月 事務局による委員候補者への説明及び就任依頼

※就任が難しい委員については、正副部会長と代替委員を検討

1 月～2 月 第 5 回編集委員会において委員予定者を報告

3 月 事務局による委員委嘱手続き → 4 月 1 日付けて委嘱

令和 6 年度以降の専門部会設置予定

令和 6 年度設置（令和 5 年度に準備） 考古部会

令和 7 年度設置（令和 6 年度に準備） 文化財部会

令和 8 年度設置（令和 7 年度に準備） 自然部会

※各年度の専門部会設置に向けたスケジュールは、令和 4 年度と同様の予定